

御浜町産業振興促進計画

令和7年5月28日作成

三重県御浜町

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

御浜町は、三重県の南部に位置し、七里御浜海岸といった豊かな自然環境に恵まれ、温暖な気候を活かした柑橘栽培を中心に、「年中みかんのとれるまち」というキャッチフレーズのとおり、みかん等の柑橘栽培が本町の経済活動の大きな柱となっている。水産業は熊野灘を漁場とする定置網等の沿岸漁業が主体で、漁礁の拡大や稚魚放流による栽培漁業等を促進し、水産業の持続可能性を高める取り組みを実施している。林業では、森林の持つ公益的・多面的機能の持続的な発揮と地球温暖化対策としての森林吸収源対策に向け、森林整備の促進と森林の保全・活用に努めている。

商工業については、商工会を中心に地場産業の振興を図っており、今後さらに進行する人口減少による地域消費額の落ち込みに歯止めをかけるべく、地域内経済循環の新たな仕組みづくりに取り組んでいる。また、工業については地方における景気の低迷や国際間競争の激化等を背景に、事業所数、従事者数、製造品出荷額ともに減少傾向にあるほか、企業立地の停滞といった課題を抱えている。

観光業は、道の駅内に観光案内所を新設し、周辺には1日当たり最大100泊程度の収容力を持つホテルが進出するなど、道の駅を中心に観光消費の流入が期待され、さらに町内の飲食、小売、卸売り等のサービス業や農林水産業に至る幅広い分野への経済波及効果が期待される。

一方で、本町の産業を取り巻く環境は、少子・高齢化、都市圏への人口流出等による人口減少や、近年の自然環境の変化から生じる生産性の低下、事業所及び従事者の減少といった課題に直面している。

このような状況の中で、本町の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活発化させ、雇用を確保することが必要であり、そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして基幹産業である農林水産業をはじめ、製造業、食品関連産業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、令和2年に、本町の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

(2) 前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本町が令和2年に認定された御浜町産業振興促進計画（令和2年度～令和6年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<町>

- ・振興対象業種に対する租税特別措置の活用促進
- ・御浜町工場誘致条例により設備投資や新規事業所立地に対する奨励金の交付
- ・上記制度の広いPR

<県>

- ・地方税（県税）の不均一課税の周知及び活用
- ・企業立地条例等による支援

<関係団体等>

- ・農業分野：担い手の育成・確保、営農指導、販路拡大
- ・商工観光分野：特産品開発及び地場製品のPR

【目標】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	1	4
旅館業	1	2
農林水産物等販売業	2	8
情報サービス業	1	2

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和6年度末時点で次のような達成状況となった。

【達成状況】

業種	新規設備投資数（件）	新規雇用者数（人）
製造業	0	0
旅館業	0	0
農林水産物等販売業	0	0
情報サービス業等	0	0

【成果及び課題】

- ・立地条件等により誘致の見込みがなかった。
- ・税制の周知が不足し、地域の事業者の設備投資の際の利用に結びつかなかった。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本町は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 将来にわたる生産・供給体制の確立
- (ii) 「年中みかんのとれるまち」のブランドイメージ向上による柑橘産業のさらなる育成
- (iii) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (iv) 農水商工観光の一体的推進に向けた連携の強化

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された御浜町内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における地域特性を踏まえた産業の現状、及び課題については次のとおり。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

○農 業

みかん産業を中心とした農業の発展を目指し、高品質みかん栽培の推進、農業生産基盤の整備、農地の流動化の促進、担い手の確保、育成をはじめ、多様な農業振興施策を生産者・地域・行政・関係機関と一体となって推進している。また、農業を町の経済活動の大きな柱と位置づけ、「年中みかんのとれるまち」としての知名度向上に向けて取り組んでいる。

しかしながら、生産者の高齢化による農家数の減少や担い手不足、これに伴う遊休農地や耕作放棄地の増加、農地の集積の停滞、獣害の増加等により、みかん生産量が年々減少し、みかん産地としての将来が危惧される状況である。

○林 業

森林は、本町の面積の約65%を占め、木材生産や水源かん養、国土保全、CO2削減など公益的・多面的機能を有しており、すべての生物を支え育む自然環境の基盤となっている。地域資源である森林を守るため、間伐や作業道の整備等による保全活動に取り組んでいる。

近年の木材価格の急騰はピークアウトしたものの、輸入材の高値が継続していたため、国産材への移行が進んでいたが、林業採算性の悪化や林業従事者の高齢化・減少により放置された森林の荒廃が目立つ。森林荒廃化や土砂災害等の防止

対策や森林の荒廃による公益的機能（水源涵養機能、土砂崩れや台風等による風倒防止等）の低下を防ぐ対策が必要である。

○水産業

水産業は、熊野灘を漁場とする定置網等の沿岸漁場が主体で、これまでには、漁礁の設置や稚魚放流による栽培漁業、資源循環型漁業を促進してきた。

しかし、水産業を取り巻く環境はますます厳しくなる中、限りある水産資源を守り育てる資源管理型栽培漁業を積極的に進め、漁場環境整備等とともに、従事者の高齢化・後継者不足、販売チャネルの多様化、漁獲高の減少といった課題に取り組む必要がある。

（２）商工業（製造業を含む）

商業については、町内唯一の商業集積地である道の駅及び周辺エリアを中心とした商業活動の展開、一般社団法人東紀州地域振興公社等との連携、首都圏営業拠点「三重テラス」を活用し、地域特産品の地域外での販売活動を積極的に行っている。

しかし、消費者ニーズの多様化等を背景に消費の流出が進み、人口減少による消費の落ち込みも相まって商業の取り巻く環境は一層厳しさを増している。

今後は、紀北町エリアと飛び地合併により誕生したみえ熊野古道商工会との連携のもと、事業者の経営の健全化、サービスの向上等を促進していく必要がある。

また、工業については、企業立地条件の整備として、高速道路整備等を関係機関に要請を続けているほか、工場立地を目指す企業等の情報を継続的に収集していく。

（３）情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業については、現状では町内に事業所はなく、今後、情報通信環境の整備を含めた企業参入の呼び水となる施策を展開し、新たな産業進出の促進が必要である。

（４）観光（旅館業を含む）

観光の現状は、道の駅内に観光案内所を新設し、周辺には１日当たり最大１００泊程度の収容力を持つホテルが進出するなど、道の駅を中心に観光消費の拡大が期待される。

しかし、依然として通過客が多いため、滞在時間を長くし、観光消費額増による地域経済の活性化を実現するための旅行商品の開発や受け入れ体制の強化に取り組む必要がある。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、農林水産物等販売業、製造業、情報サービス業等、観光業とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

本町の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

取組事業	説明
農業振興事業	農業生産基盤の整備や担い手の育成による基幹産業の発展を図る
柑橘振興事業	高品質みかんの栽培を推進し、農業者の収入の安定化を図る
森林環境対策事業	森林整備の促進と森林の保全活動の実施
水産振興事業	漁場環境整備による漁獲高の増加による所得の安定化を図る

実施主体・主な役割	
町	農地集積事務事業の実施、農業生産基盤の整備、新規就農の受入
県	生産者の栽培技術指導
JA 等関係団体	農産物の販路拡大事業の実施、生産者への融資

(2) 製造業・情報通信業（情報サービス業等を含む）

取組事業	説明
商工振興事業	○中小企業の経営支援を行い、経営の安定化を図る。 ○創業支援窓口の設置、セミナー等を開催し、経営者の育成を図る。 ○企業立地に向けた情報提供を行い、企業誘致の促進を図る。

実施主体・主な役割	
町	創業支援補助制度の実施 企業立地、雇用創出に関する情報提供 工場誘致奨励金の交付 情報通信環境整備の促進
商工会等 関係団体	創業支援補助制度の斡旋 創業支援相談会、セミナーの開催

(3) 観光（旅館業を含む）

取組事業	説明
観光振興事業	○『商工観光分野の地域ビジョン』に基づく観光振興に資する取り組みを行う。 ■来訪者向け旅行商品の開発 ■観光インフラの維持管理 ■商工観光分野のプロモーション

実施主体・主な役割	
町	御浜町エリアマネジメント調整会議の協同事務局 観光関連人材の育成 観光関連産業の創業支援制度の実施 観光振興事業に係る取り組みの財政的支援 観光インフラの維持管理
商工会等 関係団体	御浜町エリアマネジメント調整会議への参画 観光関連産業の創業支援制度の斡旋
マネジメント 法人	『商工観光分野の地域ビジョン』を実現するための戦略策定 データ収集、分析に基づいたマーケティングの実施

(4) 共通

取組事業	説明
租税特別措置の活用 促進事業	町内外問わず、事業者に対する積極的な制度周知、相談対応を実施し、企業誘致の促進、既存事業者の設備投資に伴う経済支援を図る。
地方税の不均一課税	計画区域における、対象業種の設備投資に対する地方税を軽減し、事業の継続、拡張を支援する。

実施主体・主な役割	
町	租税特別措置、地方税の不均一課税の実施 事業者向け相談会の実施 Web 媒体、情報媒体による情報発信 企業訪問による事業者への直接周知
県	三重県においては、企業投資促進制度を活用し、成長産業分野、マザー工場、研究開発施設、情報通信産業および高級ホテル・旅館などの付加価値の高い拠点誘致と設備投資の促進を図っており、誘致活動において租税特別措置を併せて案内することにより活用を推進している。

	中でも、当町を含む地域については、三重県の北勢、中勢地域に比較して要件が緩和された「地域資源活用型産業等立地補助金」を設けており、地域資源を活用した企業誘致や設備投資の積極的な促進により地域産業の活性化に寄与している。 また、三重県が実施する地方税の不均一課税の取り扱いについては、県ホームページに情報を掲載するとともに、制度説明用パンフレットを作成し、県内8か所すべての県税事務所窓口で配布するなど、周知を図っている。 さらに、県産業振興部局が中心となり、三重県内で企業向けに実施する各種支援制度にかかる説明会などの場も新たに活用して、引き続き制度活用に向けた普及啓発を積極的に行っていくこととしている。
商工会等関係団体	会員への制度の斡旋 起業相談会での制度周知

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化に関する目標（令和7年度～令和11年度）

新規設備投資件数（件）	2件
-------------	----

（設定根拠：直近の実績を鑑みて、実現可能な目標値として設定）

(2) 雇用・人口に関する目標（令和7年度～令和11年度）

新規雇用者数（人）	4人
移住者数（人）	20人
社会増減率	1.0未満

（設定根拠：直近の実績又は第6次御浜町総合計画における目標値を鑑みて設定）

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

① 説明会の実施	○商工会の定期総会時に税制の説明を実施する。
② Web 媒体等による情報発信	○町のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、町広報紙にて年1回程度確定申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③ 事業者への直接周知	○固定資産税等に係る納税通知等を送付する際に、半島税制の周知資料一式を同封する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本町総合計画等において行われる評価、進捗管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進捗管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人口（人）	9,903	9,376	8,741	8,079
生産年齢人口 （人）	5,399	4,974	4,414	3,874
老年人口（人）	3,113	3,150	3,279	3,298
高齢化率（%）	31.4	33.6	37.5	40.8

資料：国勢調査

【人口動態】

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
自然増減	△136	△116	△140	△146
社会増減	8	5	△14	21
全体	△128	△111	△154	△125

資料：住民基本台帳

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数			従業者数		
	令和 2 年	令和 4 年	令和 5 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第 1 次産業	32	32	32	1,164	976	905
第 2 次産業				663	617	561
第 3 次産業				2,603	2,618	2,554
合 計	32	32	32	4,439	4,217	4,038

資料：国勢調査、経済センサス

【観光入込客数】

年度	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
観光客総数	245,898	184,695	193,007	165,510	168,671
宿泊客	—	4,563	8,845	8,923	10,540

資料：三重県観光レクリエーション入込客数推計書、御浜町エリア・マーケティングレポート